

奨学金の返還が必要な皆さん！！返還費用の支援を受けて滋賀で一緒に保育しませんか？

保育士等奨学金返還支援制度のご案内

(滋 賀 県 独 自 の 支 援 制 度)

滋賀県では、保育士等の県内保育所等への就労・定着を促進するために、県内の保育所等で働く保育士等に対して、奨学金返還に係る費用の一部を支援しています。

奨学金の返還が必要な皆さん、この制度を活用して、滋賀で一緒に保育しませんか？



支援の内容

大学、短期大学または専修学校の専門課程の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、卒業後に滋賀県内の保育所等に新たに就労した保育士等で、継続して勤務する方に対して、当該奨学金の返還に要する費用を支援しています。

対象者

次のアからエのすべてに該当する**保育士または保育教諭の皆さん**を対象にしています。

ア 大学、短期大学または専修学校の専門課程を卒業し、当該大学等の
在学中に奨学金の貸与を受けて修学した方

イ 対象施設等で**常勤職員（週 30 時間以上勤務する職員）として勤務している方**

ウ 過去に対象施設等での勤務実績がなく、**新たに勤務した方**

エ 奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとする年度において
1 年間継続して対象施設等に勤務する方

対象施設等

滋賀県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、預かり保育を実施する幼稚園等

補助の内容

対象者が受けることができる補助の内容は次のとおりです。

1 年度あたり最大 12 万円 × 最長 3 年間 = 最大 36 万円

(対象者本人の返還額の半額を補助)

※補助内容は、市町により異なる場合がありますので、詳細は個別にお問い合わせください。

滋 賀 県

支援の窓口

支援の申し込み・対象者等に関するお問い合わせ等については、就職を希望する施設等が所在する市町の担当所属へ直接ご連絡ください。

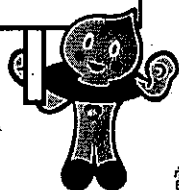
市町名	担当所属	電話番号	E-mail
彦根市	幼児課	0749-23-9597	jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp
長浜市	幼児課	0749-65-8607	youji@city.nagahama.lg.jp
近江八幡市	幼児課	0748-36-5507	010808@city.omihachiman.lg.jp
草津市	幼児課	077-561-6878	yoji@city.kusatsu.lg.jp
守山市	保育幼稚園課	077-582-1129	hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp
栗東市	幼児課	077-551-0424	yoji@city.ritto.lg.jp
甲賀市	保育幼稚園課	0748-69-2181	koka10295000@city.koka.lg.jp
野洲市	こども課	077-587-6052	kodomo@city.yasu.lg.jp
湖南市	幼児施設課	0748-76-4703	kosodate@city.shiga-konan.lg.jp
高島市	幼児保育課	0740-25-8037	youho @city.takashima.lg.jp
東近江市	幼児課	0748-24-5647	youji@city.higashiomi.lg.jp
米原市	保育幼稚園課	0749-53-5133	hoyo@city.maibara.lg.jp
日野町	子ども支援課	0748-52-6583	kodomo@town.shiga-hino.lg.jp
竜王町	教育総務課	0748-58-3710	kyoikusomu@town.ryuoh.shiga.jp
愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693	shakai@town.aisho.lg.jp
豊郷町	(教委)総務課	0749-35-8131	kyo-isoumu@town.shiga-toyosato.lg.jp
甲良町	教育総務課	0749-38-5070	kyoui@town.koura.lg.jp
多賀町	教育総務課	0749-48-8123	k-ed@town.taga.lg.jp

留意事項

支援を受けようとする場合は、次の点に留意してください。

- ◆対象期間は、対象者が新たに保育所等に勤務した年度の4月1日（年度の途中から勤務した方については、勤務開始年度の翌年度の4月1日）から最長3年間です。
- ◆対象奨学金は、市町により異なる場合がありますので、個別にお問い合わせください。
※ただし、（独）日本学生支援機構、（一財）あしなが育英会および（公財）交通遺児育英会から貸与を受けた奨学金は、いずれの市町においても対象にしています。
- ◆対象奨学金は、対象者本人の名義で貸与を受けたものに限られます。
- ◆法人内の人事異動による配置換えなど、本人の意志とは別に県内の対象施設等で勤務する場合は、本事業の対象にはできません。

滋賀で一緒に
保育しょ！



本チラシの内容に関するお問い合わせ先

滋賀県庁 健康医療福祉部 子ども・青少年局
子育て支援室 保育人材確保係

電話：077-528-3557／E-mail：em0004@pref.shiga.lg.jp



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。